

## 【募集案内】

### 大磯港賑わい交流施設における農水産物・加工品等を募集します

#### 1 農水産物・加工品等の出品に関する基本的な考え方

大磯町（以下、「町」といいます。）では、2020年度開業を目指し、大磯港に「大磯港賑わい交流施設」の整備を進めています。

施設内には、地域農水産物等物品販売施設（以下、「物販施設」といいます。）及び飲食提供施設（以下、「レストラン」といいます。）を整備し、町内の活性化や賑わいの創出に寄与する施設としてまいります。

施設の運営管理は指定管理方式で行い、指定管理者は株式会社田園プラザ川場です。

町としては、物販施設・レストランで地域の農水産物・食品加工品といった食材等を取り扱うことで、町内の農水産業者・事業者等に賑わいの波及効果が生まれることを期待しています。

そこで、物販施設・レストランで扱う食材等を以下のとおり募集します。出品意向のある方は、ぜひお申し込みください。

#### 2 取扱商品の対象範囲

物販施設・レストランで扱う食材等は、以下の対象範囲のとおりとします。

##### (1) 農水産物

町内で水揚げ・収穫・生産される水産物及び農産物

##### (2) 食品加工品

①町内で水揚げされた水産物の食品加工品

②町内で収穫された農産物の食品加工品

③町内で加工・製造された食品加工品

④町内で販売されている物産品（大磯にゆかりのある食品加工品に限ります）

#### 3 応募条件

食材等の出品ができる農水産業者・事業者等は、以下のいずれかに該当する方です。

①町内で水揚げ・収穫・生産される農水産物を提供できる生産者・事業者

②町内で農水産物等の加工を行っている生産者・事業者

③町内で食品加工品の加工・製造を行っている生産者・事業者

④町内に事業所がある事業者

#### 4 食材等の取引条件等

今回募集を行う食材等の取り扱いは、消化仕入方式（商品が「売れた」時点で、同時に「仕入れ」とする販売方式）を採用する予定です。

仕入れ方法・取引価格・取扱時期・販売手数料などの取引の諸条件については、指定管理者と農水産業者・事業者等との間で協議し、決定するものとします。

（次頁へ続く）

## 5 申込方法

### (1) 申込方法

別紙「食材等出品申込書」に記入のうえ、大磯町産業観光課みなと推進係まで、電子メール、FAX、持参のいずれかの方法により提出してください。

提出先は「6 問い合わせ先」を参照してください。

### (2) 申込期間

平成 31 年 2 月 1 日（金）～平成 31 年 3 月 15 日（金）

※申込期間後も随時受付します。

### (3) 申込情報の活用方法

①申込書を指定管理者に情報提供します。

②指定管理者から必要に応じ、農水産業者・事業者等に連絡を行い、食材等の選定、取引条件等を決めます。

※提出された申込情報は、大磯港賑わい交流施設における食材等の選定用途以外には使用しません。

## 6 問い合わせ先

(提出先) 大磯町産業環境部産業観光課みなと推進係 (大磯港港湾管理事務所 2 階)

〒255-0003 神奈川県中郡大磯町大磯 1398 番地 18

電話・FAX：0463-61-5719

担当者 露木・勝田

e-mail：minato@town.oiso.kanagawa.jp

指定管理者：株式会社田園プラザ川場

〒378-0111 群馬県利根郡川場村萩室 385

電話 0278-52-3711 FAX 0278-52-3713

担当者 社長室室長 斎藤

e-mail：info@denenplaza.co.jp

※募集案内、申込書は町ホームページにも掲載しています。